官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○国税通則法施行令第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金ですることができる事務所を指定する件の一部を改正する件（国税庁二〇）　二
〔その他告示〕
○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務二四八）　三
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二一一）　三
○保安林の指定をする件（農林水産八九六～九〇二）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通八一二）　四
○道路に関する件（北海道開発局四七、四八）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岐阜県公安委七）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（愛知県公安委一二）　四
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（三重県公安委一六）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（京都府公安委九八）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委二九〇）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（兵庫県公安委一三三）　五
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（鳥取県公安委五五）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（島根県公安委一四）　六
○特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（岡山県公安委七八）　六
〔国会事項〕
公正取引委員会　金融庁・財務省・農林水産省　法務省　農林水産省　六
〔人事異動〕
官庁　六
〔官庁報告〕
官庁事項
放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送を行う基幹放送局の免許申請受付に関する公示（総務省）　六
登録生存講習機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　六
登録消火講習機関の登録事項の変更に関する公示（同）　七
登録特定海域運航責任者学科講習実施機関の登録事項の変更（同）　七
限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更（同）　七
登録低引火点燃料船学科講習実施機関の登録事項の変更（同）　七
登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の登録事項の変更（同）　八
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　八
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）　八
〔公　告〕
諸事項
裁判所　相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他
財団、在外会社の整理完結報告書の承認関係　二六

法規的告示

○国税庁告示第二十号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三日

国税庁長官　江島　一彦

次の表により改正前欄に掲げる傍線を付した部分をこれに順次対応する改正欄後に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後		
事務所	所在地	
（略）	（略）	
小石川税務署	東京都文京区後楽一丁目七番二十二号小石川地方合同庁舎	
（略）	（略）	

改正前		
事務所	所在地	
（略）	（略）	
小石川税務署	東京都文京区春日二丁目四番五号	
（略）	（略）	

その他告示

○総務省告示第二百四十八号

家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）第四条第一項の規定に基づき、昭和五十年総理府告示第三十五号（家計調査の調査地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、令和九年一月一日から施行する。ただし、第二表に係る改正規定は同年二月一日から、第三表に係る改正規定は同年三月一日から施行する。

令和八年七月三日

総務大臣　林　芳正

次の第一表、第二表及び第三表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

第一表

改正後	
別表	
都道府県名	調査市町村名
［略］	
岩手県	盛岡市　一関市　洋野町
［略］	
宮崎県	宮崎市　延岡市　三股町
［略］	

改正前	
別表	
都道府県名	調査市町村名
［同上］	
岩手県	盛岡市　久慈市　一関市
［同上］	
宮崎県	宮崎市　延岡市　新富町
［同上］	

第二表

改正後	
別表	
都道府県名	調査市町村名
［略］	
奈良県	奈良市　広陵町
［略］	
鹿児島県	鹿児島市　薩摩川内市　いちき串木野市
沖縄県	那覇市　宜野湾市　石垣市　名護市　沖縄市　宮古島市　北谷町　西原町

備考　表中の［　］の記載は注記である。

備考　家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和八年七月三日現在における名称及び区域によるものとする。

改正前	
別表	
都道府県名	調査市町村名
［同上］	
奈良県	奈良市　五條市
［同上］	
鹿児島県	鹿児島市　薩摩川内市　志布志市
沖縄県	那覇市　宜野湾市　石垣市　名護市　沖縄市　宮古島市　北谷町　八重瀬町

備考　表中の［　］の記載は注記である。

備考　家計調査の調査地域は、この表に掲げる市町村の区域とし、当該市町村の名称及び区域は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の定めるところによる令和七年七月三十日現在における名称及び区域によるものとする。

第三表

改正後	
別表	
都道府県名	調査市町村名
［略］	
福岡県	北九州市　福岡市　柳川市　筑紫野市　大野城市　宇美町
［略］	
沖縄県	那覇市　宜野湾市　石垣市　名護市　沖縄市　宮古島市　金武町　西原町

改正前	
別表	
都道府県名	調査市町村名
［同上］	
福岡県	北九州市　福岡市　柳川市　筑紫野市　大野城市　志免町
［同上］	
沖縄県	那覇市　宜野湾市　石垣市　名護市　沖縄市　宮古島市　北谷町　西原町

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○外務省告示第二百十一号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年六月二十四日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年七月三日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年六月二十四日
発行年月日　令和三年五月二十六日
旅券番号　TT一三九二一六三

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字麻那古字上嶽三〇八一の四・三一〇〇・三一〇一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三一〇一の二、三一〇二、三一一一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上嶽三一〇〇・三一〇一の一・三一〇二・三一一一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県敦賀市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び敦賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県鹿島市大字三河内字清地庵甲三五三一、甲三五三二、甲三五三八、甲三五四二の一、甲三五四二の二、甲三五四三、甲三五四四の一から甲三五四四の三まで、甲三五四六、甲三五四七の一、甲三五四七の二、甲三五四九、甲三五五二、甲三五五三、甲三五五五、甲三五五六、甲三五五九、甲三五六一、甲三五六三、甲三五六四、甲三五六六、甲三五六八の一、甲三五六八の二、甲三五六九、甲三五七一、甲三五七二の一、字野方甲三五七三から甲三五七七まで、甲三五七九、甲三五八一、甲三五八三から甲三五八六まで、甲三五八八から甲三五九〇まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字清地庵甲三五三八・甲三五四二の一・甲三五四二の二・甲三五四三・甲三五四四の一・甲三五四七の一・甲三五五二・字野方甲三五七七・甲三五七九・甲三五八八・甲三五八九（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び鹿島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字川古字牟田一一二九四の一、一一二九五の一、一一二九五の三、一一二九六、一一二九七、字中山一一二九八の四から一一二九八の六まで、一一二九八の八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字川古字牟田一一二九三の三四、一一二九三の三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市若木町大字川古字永野一四〇一五の一から一四〇一五の九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　栃木県日光市瀬尾字岩ノ下八八八、八九〇、八九二・八九三の一・八九三の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字茶臼山八八九（次の図に示す部分に限る。）、字下原八九五の二、字下ノ宿八九九の一（次の図に示す部分に限る。）、八九六、字下山八九七、九〇五、一四六一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字岩ノ下八八八・八九〇・八九二・八九三の二・字茶臼山八八九・字下原八九五の二・字下ノ宿八九六・八九九の一・字下山八九七・九〇五・一四六一（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名	供用開始の区間
四国横断自動車道阿南四万十線	観音寺市古川町字竹道九五三番四から同市新田町字粟屋二〇九六番一まで

供用開始の期日　令和八年七月四日十五時

○北海道開発局告示第四十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十八号及び三百三十六号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
釧路市大楽毛二三七番一から同市北大通五丁目四番まで	前	A　一九・三五～九四・〇〇メートル	一三・七七〇キロメートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C　三一・五〇～一三七・〇〇	七・六一三	
		D・E　一一・五〇～一四五・〇〇	九・八六〇	
	後	A　一九・三五～九四・〇〇	一三・七七〇	
		B・C　三一・五〇～一三七・〇〇	七・六一三	
		D・E　一一・五〇～一四五・〇〇	九・八六〇	

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○北海道開発局告示第四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月三日

路線名	供用開始の区間
三十八号及び三百三十六号	釧路市寿一丁目六番一地内

供用開始の期日　令和八年七月三日

縦覧場所　図面　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○岐阜県公安委員会告示第七号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月三日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日岐阜県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十月六日まで

○愛知県公安委員会告示第十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月三日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

変更前

指定の期限　令和八年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十月六日まで

二　特定抗争指定暴力団等

令和二年一月七日愛知県公安委員会告示第一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

変更前

指定の期限　令和八年七月六日まで

変更後

指定の期限　令和八年十月六日まで

○三重県公安委員会告示第十六号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年七月三日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日三重県公安委員会告示第百四十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで

○京都府公安委員会告示第九十八号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

　京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日京都府公安委員会告示第三号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで

○大阪府公安委員会告示第二百九十号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

　大阪府公安委員会委員長　辻内　宏治

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日大阪府公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで

○兵庫県公安委員会告示第百三十三号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

　兵庫県公安委員会委員長　髙見澤惠美子

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで

○島根県公安委員会告示第十四号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

　島根県公安委員会委員長　錦田　剛志

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年一月七日兵庫県公安委員会告示第二号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで

○鳥取県公安委員会告示第五十五号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

　鳥取県公安委員会委員長　久本　雅義

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日鳥取県公安委員会告示第六十五号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで

○岡山県公安委員会告示第七十八号

　次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

　令和八年七月三日

　岡山県公安委員会委員長　大土　弘

一　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで
二　特定抗争指定暴力団等
　令和二年七月七日岡山県公安委員会告示第九十九号二に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）
　変更前
　指定の期限　令和八年七月六日まで
　変更後
　指定の期限　令和八年十月六日まで

国会事項

衆議院

質問書提出

七月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問主意書（早稲田ゆき提出）

総額表示における税込価格の表示方法に関する質問主意書（小川淳也提出）

アッシャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問主意書（小川淳也提出）

石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問主意書（小川淳也提出）

質問書転送

七月一日次の質問主意書を内閣に転送した。

看護・介護・保育分野における有料職業紹介手数料の透明化及び上限規制に関する質問主意書

参議院

質問主意書提出

七月一日議員から次の質問主意書が提出された。

不当労働行為に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第六五号）

独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第六六号）

報告書提出

七月一日調査会長から次の報告書を提出した。

国際問題に関する調査報告書（中間報告）

国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）

原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告書（中間報告）

人事異動

公正取引委員会

（経済取引局総務課企画室長）

内閣府事務官　笠原　慎吾

官房国際課競争政策国際協力研究官に配置換する（七月一日）

金融庁
財務省
農林水産省

農水産業協同組合貯金保険機構監事　菅　紀美子

（五月一日）

法務省

（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長アジア極東犯罪防止研修所長）検事　山内　由光

法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てるほか、アジア極東犯罪防止研修所長を免ずる

（最高検察庁検事）同　石原　香代

法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てる

アジア極東犯罪防止研修所長を命ずる

（福井地方検察庁検事正）同　岡本　貴幸

岡山地方検察庁検事正に配置換する

（福岡地方検察庁次席検事）同　森　博英

福井地方検察庁検事正に配置換する

（横浜地方検察庁公判部長）同　丸山　秀和

福岡地方検察庁検事に配置換する

福岡地方検察庁次席検事を命ずる

（東京地方検察庁検事）同　古田　啓二

法務事務官（法務省民事局付）に併任する

（東京地方検察庁検事兼東京法務局訟務部付）検事兼法務事務官　**槌田　智英**

法務省訟務局付に併任する

東京法務局訟務部付の併任を解除する

（さいたま地方検察庁検事）検事　小河　弘明

東京地方検察庁検事に配置換する

法務教官（法務総合研究所教官）に併任する

（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　榎本　淳

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（東京地方検察庁検事兼法務省訟務局付）検事兼法務事務官　茂木　薫

法務事務官（法務省訟務局付）の併任を解除する

（札幌地方検察庁刑事部長）検事　関口　真美

横浜地方検察庁検事に配置換する

横浜地方検察庁公判部長を命ずる

検事　古田昌一郎

千葉地方検察庁検事に配置換する

東京地方検察庁検事の併任を解除する

（札幌地方検察庁公判部長）検事　吉田　稔

札幌地方検察庁刑事部長を命ずる

札幌地方検察庁公判部長を免ずる

（東京地方検察庁立川支部検事）同　寺尾　智子

札幌地方検察庁検事に配置換する

札幌地方検察庁公判部長を命ずる

（東京地方検察庁検事）同　山本　未来

法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する

（同）同　増澤　融

カジノ管理委員会に出向させる

東京地方検察庁検事に併任する

（東京高等検察庁検事）同　辻　好隆

（同）同　田村　章

（岡山地方検察庁検事正）同　柴田　真

（福岡高等検察庁検事）同　松熊　健

辞職を承認する（各通）（以上七月一日）

農林水産省

独立行政法人家畜改良センター監事　富樫　健一

塚原　洋子

国立研究開発法人森林研究・整備機構監事に任命する（各通）（六月二十日）　平井　敬三

野村　恭子

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構監事に任命する（各通）　水谷　享俊

加藤　剛

国立研究開発法人国際農林水産業研究センター監事に任命する（各通）　佐古　吉照

西村　徳浩

国立研究開発法人水産研究・教育機構監事に任命する（各通）（以上六月二十三日）

官庁報告

官庁事項

放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送を行う基幹放送局の免許申請受付に関する公示

電波法（昭和25年法律第131号）第６条第８項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和８年７月３日　総務大臣　林　芳正

１　受付期間

令和８年７月３日（金）から同年８月31日（月）午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）

２　受付対象

令和11年以降に放送衛星業務用の周波数（11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数をいう。）を使用する衛星基幹放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）を行う基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を除く。）であって、その工事落成の期限が、令和12年７月31日までのもの

３　申請書の提出場所

各総合通信局放送部放送課（北海道、信越、北陸及び四国総合通信局にあっては、情報通信部放送課）及び沖縄総合通信事務所情報通信課

４　問合せ先

総務省情報流通行政局放送業務課（電話番号03―5253―5799）

登録生存講習機関の登録事項の変更に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の15の規定により、公示する。

令和８年７月３日　国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号

登録生存講習機関第14号

２．登録生存講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

独立行政法人海技教育機構

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番

理事長　佐々　明

３．変更のあった事項

登録生存講習機関の代表者の氏名

変更前：田島　哲明

変更後：佐々　明

４．変更のあった日

令和８年４月１日

５．変更の理由

令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録消火講習機関の登録事項の変更に関する公示

船員法（昭和22年法律第100号）第83条の19において準用する第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の19において準用する第83条の15の規定により、公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録消火講習機関第14号
２．登録消火講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　登録消火講習機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録特定海域運航責任者学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の11の６において準用する第77条の６の６の規定に基づく届出があったので、同規則第77条の11の６において準用する第77条の６の16の規定に基づき公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録特定海域運航責任者学科講習実施機関第１号
２．登録特定海域運航責任者学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　登録特定海域運航責任者学科講習実施機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更

救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第16条の規定に基づく届出があったので、同規則第26条第２号の規定に基づき公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　限定救命艇手登録講習実施機関第２号
２．限定救命艇手登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　限定救命艇手登録講習実施機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録低引火点燃料船学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の26において準用する第77条の６の６の規定に基づく届出があったので、同規則第77条の６の26において準用する第77条の６の16の規定に基づき公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録低引火点燃料船学科講習実施機関第１号
２．登録低引火点燃料船学科講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　登録低引火点燃料船学科講習実施機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第91条の６において準用する第81条の規定に基づく届出があったので、同規則第91条の６において準用する第91条の規定に基づき公示する。

令和８年７月３日

国土交通大臣　金子　恭之

１．登録番号
　登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関第１号
２．登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　独立行政法人海技教育機構
　神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
　理事長　佐々　　明
３．変更のあった事項
　登録低引火点燃料船安全担当者講習実施機関の代表者の氏名
　変更前：田島　哲明
　変更後：佐々　　明
４．変更のあった日
　令和８年４月１日
５．変更の理由
　令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　大分県立海洋科学高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
　（変更前）校長　堤　　進
　（変更後）校長　吉渡　正満
三　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　北海道函館水産高等学校
二　登録船舶職員養成施設代表者の氏名
　（変更前）校長　黒島　裕司
　（変更後）校長　黄田　直樹
三　変更年月日　令和八年四月一日

登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　大分県立海洋科学高等学校
二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名
　（変更前）校長　堤　　進
　（変更後）校長　吉渡　正満
三　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の五の規定に基づき、次の登録海技免許講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録海技免許講習実施機関の名称　北海道函館水産高等学校

二　登録海技免許講習実施機関代表者の氏名

（変更前）校長　黒島　裕司

（変更後）校長　黄田　直樹

三　変更年月日　令和八年四月一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年七月三日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　大分県立海洋科学高等学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）校長　堤　　進

（変更後）校長　吉渡　正満

三　変更年月日　令和八年四月一日

公　　告

諸　事　項

工場財団

大分県佐伯市鶴谷町二丁目５番37号**佐伯重工業株式会社**の工場財団に佐伯市鶴谷町二丁目５番37号佐伯重工業株式会社の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和８年７月３日　大分地方法務局佐伯支局

在外会社の整理完結報告書の承認

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和24年政令第291号）第31条第１項の規定に基づき申請のあった下記在外会社の整理完結報告書については、申請のとおり承認したので、同条第３項の規定により公告する。

令和８年７月３日　　外務大臣　茂木　敏充

財務大臣　片山さつき

記

1　地　　域　朝鮮

2　在外会社名　金融組合令（大正３年朝鮮総督府制令第22号）により設立され、昭和20年８月15日現在朝鮮にあった金融組合

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

失踪宣告取消

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般
調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１号
鹿児島市下荒田四丁目６番１号２階
清算株式会社　株式会社ＩＨ商店
代表清算人　　池　畠　丈　二
１　決定年月日　令和８年６月１６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

令和８年（ヒ）第２０２９号
東京都千代田区神田駿河台３丁目１番地２－405号
清算株式会社　株式会社バイオマスレジンエンジニアリング
代表清算人　神谷雄仁
１　決定年月日　令和８年６月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和8年（ヒ）第3016号
大阪府堺市美原区多治井３５４番地１
清算株式会社　株式会社角森商事
代表清算人　　木村　忠
１　決定年月日　令和8年6月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第１００５号
福岡市中央区大手門一丁目６番１号大手門藤間303号
清算株式会社　株式会社ＯｎｅＣｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ
代表清算人　　南　波　好　伸
１　決定年月日　令和８年６月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（ヒ）第１０１７号
愛知県清須市助七１丁目２０４番地１
清算株式会社　株式会社リレア
代表清算人　長坂洋
１　決定年月日　令和８年６月１９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第２０２８号
東京都千代田区神田駿河台３丁目１番地２－405号
清算株式会社　株式会社バイオマスレジン南魚沼
代表清算人　神谷雄仁
１　決定年月日　令和8年6月19日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１０２号
鹿児島市中央町１８番地１
清算株式会社　株式会社南国リゾート
１　決定年月日　令和８年６月１８日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生手続開始

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十三日
掲載頁　一〇一頁（号外第八十六号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月十三日
掲載頁　一〇二頁（号外第八十六号）

令和八年七月三日
千葉市美浜区中瀬一丁目三番地
（甲）ノボザイムズ・ジャパン株式会社
代表取締役　佐野　弘和
東京都港区芝三丁目四三番一六号ＫＤＸ三田ビル一〇階
（乙）クリスチャン・ハンセン・ジャパン株式会社
代表取締役　佐野　弘和

合併公告

左記会社は合併して乙は甲の権利義務全部を承継して存続し甲は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　四頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年三月三十一日
掲載頁　八十一頁（号外第七十六号）

令和八年七月三日
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
（甲）株式会社ＵＳＥＮ　ＦＩＥＬＤＩＮＧ
代表取締役　寺見　俊吾
東京都品川区上大崎三丁目一番一号
（乙）株式会社ＵＳＥＮテクノサービス
代表取締役　山田　正明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の太陽光発電事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日
東京都港区赤坂二丁目一五番一五―七〇三号ＦＯＲＴＥＱ内
（甲）ＧＬインフラ2号合同会社
代表社員　ＧＬインフラホールディングス2号一般社団法人
職務執行者　小口　裕太
東京都港区芝大門二丁目一二番三号共生ビル二号館七階環境エネルギー会計事務所内
（乙）ソーラールミナス合同会社
代表社員　ソーラールミナスホールディングス一般社団法人
職務執行者　岡田　育大

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の対象事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月八日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和八年六月二十九日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　七頁

令和八年七月三日
東京都中央区明石町四番五号
（甲）ＤＥＮＢＡスタイル株式会社
代表取締役　今村　龍男
大阪府大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番八号
（乙）株式会社ルートスタイル
代表取締役　森田　淳平

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の住宅建築事業の全部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月三日
静岡市葵区巴町七二番地の一一
（甲）ＡｔｅｌｉｅｒＳＡＫＵＲＡ株式会社
代表取締役　永島　俊宏
静岡市葵区巴町七二番地の一一
（乙）ＡｔｅｌｉｅｒＳＡＫＵＲＡ有限会社
代表取締役　永島　俊宏

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日
埼玉県白岡市篠津五八三番地二七
合同会社ＥＣＲＡＳ
代表社員　小山田優希

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月六日であり、組織変更後の商号は株式会社ＺＥＮＧＩＮＥとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日
東京都文京区白山二丁目八番一〇号
合同会社さっし
代表社員　長澤　諭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日
東京都目黒区大橋一丁目五番一―三三一二号
合同会社ホープＣ
代表社員　竹林　史貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷一一三九
合同会社ジップタール
代表社員　鈴木　健二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日
東京都新宿区西新宿六丁目一一番Ｄタワー
西新宿二六〇五
ＫＡＭＩＫＡＺＥ合同会社
代表社員　遠田　隆介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号

西新宿水間ビル六階

ＤＥＶＥ－ＬＩＢＡ合同会社

代表社員　森山　寛之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目五番二九号

ＭＧＡＰ合同会社

代表社員　小松　昌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月四日であり、組織変更後の商号はＬｕｃｋｓｙｓｔｅｍ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月三日

愛知県春日井市岩成台二丁目三番地一

合同会社ラックシステム

代表社員　倉内　典子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はアルモ創建株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日

岡山県倉敷市笹沖四八七番地一

ＮＨＯＭＥ合同会社

代表社員　佐山　公明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社アルヴェロとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日

宮崎県延岡市卸本町六番九号

合同会社ニコリンク

代表社員　髙須　義男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月三日

東京都港区赤坂一丁目一一番三〇号

株式会社ニッチツ

代表取締役社長　松原　祐生

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千二百万円減少し八百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十三日

掲載頁　五十頁（号外第九十五号）

令和八年七月三日

東京都港区新橋二丁目一三番八号新橋東和ビル五階

ビーエイジェイ株式会社

代表取締役　奥津　正之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月三日

掲載頁　二頁

令和八年七月三日

大阪市東淀川区東中島一丁目六番一四号

ＷＡＱ株式会社

代表取締役　佐伯　成都

令和八年七月三日

東京都中央区銀座四丁目一一番四号

株式会社デザインアートセンター

代表取締役　井手口裕彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三日

東京都江東区新木場一丁目一五番八号

株式会社デザイン・アート・スタジオ

代表取締役　井手口裕彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三日

石川県野々市市扇が丘一番一号

株式会社大日製作所

取締役社長　永山　領一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三日

福井県越前市府中一丁目二番三号

タケフ都市開発株式会社

代表取締役　小泉　陽一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

また、当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年八月六日です。

令和八年七月三日

岐阜県関市西本郷通二丁目一番一〇号

株式会社インテックカネキ

代表取締役　渡邉　隆子

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十六億六千三百十二万七千八百七十円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年八月二十日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　六十八頁（号外第二八六号）

令和八年七月三日

東京都新宿区筑土八幡町二番一号

株式会社ＥＰＮｅｘｔＳ

代表取締役　長岡　達磨

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億一千七百九十三万八千四百三十七円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jpmorgan.co.jp/ja/financial-information

令和八年七月三日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング

ＪＰモルガン・マンサール投信株式会社

代表取締役　マ・ユウ

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三日

東京都千代田区紀尾井町四番一号

東北セメント株式会社

代表取締役　大谷　裕子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三日

静岡県沼津市宮本元野二二三三番地

沼津開発興業株式会社

代表取締役　橋口　司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月三日

岡山市中区倉富三五三番地一

荒木運輸倉庫株式会社

代表取締役　荒木　雷太

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である黄東植が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月三日

東京都新宿区住吉町一一一七シルバープラザ市ケ谷四〇一号

大東高麗蔘株式会社

日本における代表者　黄　東植

限定責任信託終了の公告

当限定責任信託は、令和八年六月三十日に信託行為の定める事由により終了しましたので、当限定責任信託に償権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥されます。

令和八年七月三日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング

６０２ＴＵ０１０１２３０９０４時価発行新株予約権限定責任信託

清算受託者　コタエル信託株式会社

令和７年度決算公告

医療法第51条の３の規定に基づき次のとおり公告します。

令和８年７月３日

岐阜県美濃加茂市健康のまち一丁目１番地

社会医療法人厚生会

理事長　山田　實紘

貸借対照表

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	**23,618,404**	**Ⅰ 流動負債**	**3,751,458**
現金及び預金	18,301,676	買掛金	818,439
事業未収金	4,744,727	短期借入金	882,360
徴収不能引当金	△7,100	未払金	258,309
たな卸資産	433,188	未払費用	904,760
前払費用	27,735	前受金	31,141
その他の流動資産	118,176	預り金	201,042
Ⅱ 固定資産	**29,121,388**	預り保証金	94,992
1 有形固定資産	26,427,418	仮受金	29,832
建物	12,133,348	賞与引当金	500,300
建物付属設備	7,401,749	未払法人税等	9,979
構築物	864,852	未払消費税等	20,300
医療用器械備品	2,849,858	**Ⅱ 固定負債**	**19,061,270**
その他の器械備品	327,299	長期借入金	13,529,400
車輌運搬具	5,561	長期預り保証金	1,413,732
土地	2,817,248	退職給付引当金	2,449,649
建設仮勘定	27,500	長期未払金	1,419,306
2 無形固定資産	38,295	長期前受金	249,182
ソフトウェア	30,958	**負債合計**	**22,812,728**
施設利用権	7,337	**純資産の部**	
3 その他の資産	2,655,674	科目	金額
長期貸付金	209,211	**Ⅰ 積立金**	**29,927,064**
長期前払費用	98,520	設立等積立金	3,300
長期未収入金	33,139	繰越利益積立金	29,923,764
保証金	5,183		
繰延資産	1,666,510		
繰延消費税等	602,775		
その他の固定資産	40,333	**純資産合計**	**29,927,064**
資産合計	**52,739,793**	**負債・純資産合計**	**52,739,793**

損　益　計　算　書

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

科　目	金	額
Ⅰ　事業損益		
A　本来業務事業損益		
1　事業収益		**28,814,404**
2　事業費用		
事業費	**29,173,070**	**29,173,070**
本来業務事業損失		**△358,666**
B　収益業務事業損益		
1　事業収益		**73,244**
2　事業費用		**88,968**
収益業務事業損失		**△15,724**
事業損失		**△374,390**
Ⅱ　事業外収益		
受取利息	36,111	
その他の事業外収益	339,207	375,318
Ⅲ　事業外費用		
支払利息	54,698	54,698
経常損失		**△53,771**
Ⅳ　特別利益		
固定資産売却益	77	
退職給付引当金戻入	100,906	100,983
Ⅴ　特別損失		
固定資産除却損	723	723
税引前当期純利益		**46,489**
法人税・住民税及び事業税		9,979
当期純利益		**36,509**

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産　最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産

定率法によっております。但し、平成10年４月１日以降に取得した建物、平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な資産の耐用年数は次の通りであります。

建物　12年～47年

建物付属設備　３年～18年

医療用器械備品　３年～15年

⑵　無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

⑶　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

３．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権には個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

①　退職給付見込額の期間帰属方法

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付見込額を当会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度に一括費用処理しております。

４．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

また、固定資産に係る控除対象外消費税等は繰延消費税等に計上し、５年間で均等償却しております。

５．その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

⑴　補助金等の会計処理方法

補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、事業収益に計上しております。

６．資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

（単位：千円）

収益業務	資　産	1,070,806
	負　債	1,675,686
	繰入金	—

7．その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1)　有形固定資産減価償却累計額　20,921,217千円

(2)　事業収益に計上した補助金等の内訳　（単位：千円）

補助金等の内訳		交付者	貸借対照表への影響額
運営費補助金	326,640	国	未収入金
	199,823	岐阜県	1,318
	54,591	美濃加茂市	143,543
	25,228	可児市	—
	6,299	多治見市	—
	42,151	児童育成協会	—
	8,658	その他	2,136
政策的医療交付金	349,280	多治見市	—

(3)　賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引　（単位：千円）

科　目	リース料総額	未経過リース料
その他の器械備品	24,211	9,344
計	24,211	9,344

(4)　退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容

①　採用している退職給付制度の概要

当法人は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

②　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区　分	令和８年３月31日現在（千円）
退職給付債務の期首残高	2,670,029
退職給付費用	△94,384
退職給付の支払額	△125,994
退職給付債務の期末残高	2,449,649

③　退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区　分	令和８年３月31日現在（千円）
退職給付債務	2,449,649
合計（退職給付引当金）	2,449,649

④　退職給付費用及びその内訳項目の金額

区　分	令和８年３月31日現在（千円）
勤務費用	245,521
利息費用	39,783
過去勤務費用償却額	—
数理計算上の差異償却額	△379,689
合計（退職給付費用）	△94,384

⑤　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　分	令和８年３月31日現在
割引率	3.20％

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年六月二十一日開催の通常総代会において、出資一口の金額を五千円から千円に減少することを決議しました。

この決議に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告します。

令和八年七月三日

静岡県浜松市浜名区高畑一八番地

浜北医療生活協同組合

代表理事　聞間　元

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を三千五百六十万円減少して十三億二千八百四十五万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十三日

掲載頁　五十頁（号外第九十五号）

令和八年七月三日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＳＣＯＲＥビィークトリー特定目的会社

取締役　髙山　知也

訂正公告

令和八年六月二十五日（号外第一四〇号）掲載の決算公告（枠組）中、社名「菱進ディーシーカード株式会社」とあるは「菱信ディーシーカード株式会社」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月三日

東京都千代田区外神田四―一四―一

菱信ディーシーカード株式会社

代表取締役社長　三浦　秀徳

訂正公告

令和八年六月十七日（号外第一三三号）掲載の第八期決算公告（枠組）中、（うち当期純利益）の金額「(4,162)」とあるは「(4,162,304)」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月三日

東京都港区赤坂一丁目八番一号

株式会社エスアールエル・インターナショナル　代表取締役　久保田直善

正　誤

令和七年六月三十日国税庁告示第十四号（登録免許税法第二十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件）

（原稿誤り）

四ページ下段終りから一七行目から一〇行目までは次のとおりの誤り。

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条の四第一項の規定に基づき、同法第二十四条の二第一項に規定する納付受託者（同法別表第一第三十二号㈡に掲げる登録を受ける者が登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）第二十三条の二第一号に規定するクレジットカードを使用する方法により当該登録に係る登録免許税を納付する場合（デジタル庁が提供する電子情報処理組織を使用する方法により行う納付受託者に対する通知に基づき納付する場合に限る。）における当該納付受託者に限る。）を次のとおり指定したので、同法第二十四条の四第二項の規定に基づき、次のように告示し、令和七年六月三十日から適用する。